

## 汚染水処理対策委員会の報告書に対する見解について

平成25年5月30日  
原子力規制庁

1. 原子炉建屋等へ流入する地下水の抑制対策については、処理水の貯蔵容量を増やし続けるのではなく、汚染水の総量を増加させないことが必要であり、具体的な期限を定めて計画的に対応することが必要である。  
特に、地下水の抑制対策においてはサブドレンによる水位管理が前提となっていることから、サブドレンから汲み上げた地下水の取扱いについて明確にし、その実現に向けた取組が必要である。
2. 高濃度汚染水が滯留する海側トレーンチからの漏えいについては、そのリスクの高さから対応を先送りすることはできないことから、今回示されたスケジュールの前倒しも含め、早急に防止対策が実施されることが必要である。
3. そのためには、本年12月までに施工計画等が策定されることとなっているが、詳細な技術的検討を十分に加え、実行可能なものとして策定し、早期に具体化することが必要である。
4. 施工計画等で具体化する対策は、特定原子力施設として指定された東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に反映されて申請がなされることとなるが、原子力規制委員会として対策に係る安全性等について的確に評価・確認していくこととする。
5. 今般のとりまとめは地下水の流入抑制対策を中心になされたところであるが、滯留する汚染水の総量を増加させない観点からは、多核種除去設備（A L P S）の処理済水の取扱いも含め、汚染水の処理、貯蔵などについて十分に検討し、対応することが必要である。